

兵庫大学大学院学生の図書館利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、兵庫大学（以下「本学」という。）大学院学生の兵庫大学附属図書館（以下「図書館」という。）に関する基本的事項を定める。

(利用資格)

第2条 図書館を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学大学院学生
- (2) 本学大学院科目等履修生

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午前9時から午後7時まで
- (2) 土曜日 午前9時から午後3時まで

2 情報メディアセンター長（以下「センター長」という。）は、必要ある場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 学園創立記念日
- (4) 学園が定める休日

2 前項の規定にかかわらず、センター長は必要に応じて臨時に開館日及び休館日を定めることができる。

(閲覧)

第5条 資料の閲覧は、次の方法で行う。

- (1) 館内閲覧
- (2) 貸出

2 書庫内資料は所定の手続きにより利用することができる。

(利用の規律)

第6条 図書館を利用する者は、次の規律を守らなければならない。

- (1) 資料の転貸借をしてはならない。
- (2) 資料は丁寧に取扱い、破損・書き入れ等をしてはならない。
- (3) 資料は、指定の席で閲覧し、許可された資料以外は閲覧室外への帯出をしてはならない。
- (4) 閲覧室では静粛を旨とし、他人の読書の妨げになるような行為をしてはならない。
- (5) その他館員の指示に従うこと。

(図書資料の貸出)

第7条 第2条に定める利用資格者の図書資料の貸出は、兵庫大学附属図書館規程第10条から第14条までの規定により行う。ただし、貸出冊数及び期間については、専任教職員に準じるものとする。

(開館時間外の特別利用)

第8条 第2条第1号に定める利用資格者は、第3条の規定にかかわらず開館時間外に図書館を利用するため入退館することができる。

2 前項の者が入退館する場合は、入館磁気カードを利用して入退館する。

3 入館磁気カードを他人に譲渡、貸借することは禁止する。

第9条 この内規に定めるもののほか、図書館の利用等に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から当分の間、兵庫大学大学院学生の図書館利用規程が定まるまでの臨時的なものとする。

附 則

この内規は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。